

半田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和七年十二月二十三日

半田市教育委員会教育長 榊原雅晃

## 半田市教育委員会規則第八号

### 半田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

半田市文化財保護条例施行規則（昭和四十年半田市教育委員会規則第八号）の一部を次のように改める。

第六条中「半田市指定文化財補助金等交付申請書（様式第十一号）を教育委員会に提出しなければならない。」を「教育委員会が別に定める方法により申請するものとする。」に改める。

第七条中「半田市指定文化財補助事業等実績報告書（様式第十三号）を教育委員会に提出しなければならない。」を「教育委員会が別に定める方法により報告するものとする。」に改める。

様式中様式第十一号及び様式第十三号を削る。

### 附 則

「」の規則は、公布の日から施行する。